

協同労働の協同組合法制化について

2014年9月30日

協同総研 岡安喜三郎

【先ずは“協同組合論”から～ワーカーズ協同組合との関連で】

本報告はなぜ、ワーカーズ協同組合論ではなく、“協同組合論”から始めるのか？

それは第二次世界大戦後、ワーカーズ協同組合制度はなぜ成立しなかったか、そしてワーカーズ協同組合は、戦後四半世紀なぜ協同組合研究において「位置づかなかった」のか、に起因する。

生い立ち；高校生-農家・農協（初めての協同組合）、魚釣り一漁協、大学生-生協の利用者、大学生協で勤務、そして労働者協同組合へ。一貫した一つの協同組合論がある（はず）。

～今まで、満足できる協同組合論に遭遇しなかった。だったら探るしかない。特に戦後を。

（1）ICA 声明<定義、価値、原則>では語られない協同組合の本質を探る

- 協同組合と労働 ～ 労働の位置づかない Co-operation (<= opus, operis)は存在するか？
一般企業では、労働及び労働者は経営側が管理するもの。もしくは労働者（従業員）は企業にとって重要ではあるが最終意思決定機関の埒外にある一つのステークホルダー。
- 協同組合の解明における機能論 VS 存在論・主体論。
協同組合は経済行為の団体であるが、経済機能の分析であってはならない。人のつながりによる社会的・経済的・文化的な総合的営みに位置する。
- 協同組合の特性は、市民（住民）が市民（住民）のまま事業を行なうこと。
即ち、自ら市民としての社会的・経済的・文化的要求・要望を仲間とともに協同した事業で解決すること。

第二次世界大戦後の協同組合制度は産業組合制度とは異なり、個別法になり、その下で縦割り行政となってしまった。縦割りの中で、ワーカーズ協同組合の根拠法はないままになった。企業組合は単純に協同組合として認識されるものでもなかった。

戦後、協同組合については、様々に研究され、論争も行なわれたが、主流派は（資本主義下と断ってはいるが）協同組合の本質を流過程にあるとした。日本は当然資本主義国家である。協同組合の本質を流過程にあるとする理論は、戦後の農協の活動にも大きな影響を残した。

その背景には、ヨーロッパ社会主義者の協同組合観（ウェッブ夫妻、ルクセンブルグ等）と、戦後GHQの影響が見て取れる（「農協法の成立過程」pp. 672-674）。

（２）戦後協同組合法制度論（哲学的アプローチ）

戦後の法制度研究は、哲学でもある。

村橋時郎は「協同組合法論」において「協同組合はその構成員たる組合員の自主的経済活動のバックボーン的役割をもつものである。換言すれば、組合というバックボーンによって自主的行動を可能ならしめるところにこの本来の使命（助成）があるのであるから、組合の事業遂行に際して自主的地位を没却して組合に吸収併合することはこの本来の趣旨に反するといわねばならない。」（p.85）とした原理を立てている。

「この故に企業組合が組合員あるいはその事業を吸収して、自らは企業経営主体として活動するがごときは、少なくとも皮相的には協同組合の本来の使命範囲を逸脱するものである。故にこの面からするならば企業組合が協同組合と断定する論拠にとぼしい」（p.85）とする。

これと同類の論調は、別局面である独禁法適用場面でも見られる（上柳克郎「協同組合法」）。上柳克郎「協同組合法＜法律学全集 54＞」において、「これらの組合（漁業生産組合及び企業組合；引用者注）も、経済的弱者の社会的経済的地位をその組織化により向上させることを目的とする制度である点で、他の協同組合と共通するところがあるが、組合員は組合に加入することにより事業主体としての独立性を失うから、厳密な意味において私的独占禁止法 24 条 1 号のいわゆる『小規模の事業者の相互扶助を目的とする』ものといえるかは、疑問である」（p. 13-14）と指摘している。

上記の村橋にしろ、上柳にしろ、企業組合においては「組合員が組合に加入することにより、自らの属性である事業主体を失う」ことが他の協同組合と異なるとの指摘をしている。

ここまで来れば、もしアナロジーによって、組合員が労働者である地位の一貫性に着目できたならば、ワーカーズ協同組合法の一手手前まで来ていたことになる。その制度は「中小企業等協同組合法」の枠内では、組合員は事業者になり、労働者であろうとする組合員の属性の一貫性を保ちえず、他の協同組合法、具体的にはワーカーズ協同組合法によって労働者としての制度的な一貫性が位置付けられるものだったのである。協同組合哲学に関わる問題である。（補論①p.10 参照）

（３）社員関係と労働関係（制度論的アプローチ）

協同組合と組合員との関係においては、河野直践をして「特異な概念」（「協同組合の時代」p.229、1994 年）と言わしめた大塚喜一郎の『顧客的社員関係』を見ておく必要がある。大塚は「協同組合は、組合員の事業を助成する社団法人である。その助成構造は、社員関係 *Mitgliedschaft* と顧客関係 *Kundenschaft* の結合」（「協同組合法の研究」p.333）であるとして協同組合の特徴を分析している。

法的に協同組合の社員関係を記述した『顧客的社員関係』の *Kundenschaft* には「取引関係」の意味もあり、それからみれば実は「特異な概念」ではない。“企業とは何か”をシステム的に見れば、インプット→変換→アウトプットと捉えられ、法律的に見れば、企業から見た仕入

先も顧客も労働者も（所謂、ステークホルダー）その行動は、企業とそれぞれ契約関係で成り立っている。どのステークホルダーが組合員（社員）となるか、もしくは誰が協同組合を形成したかで、協同組合の種類が分かれる（本レジュメ p.12「契約関係と事業体（協同組合）」参照）。

「生産組合」に即して理解すれば、大塚は、“消費組合の具体的法律関係は契約関係であるのに対して、生産組合における労働関係を具体的社員関係とする”ギールケの見解に対し、「組合員の売買・寄託・利用・任用・および雇傭などの具体的法律関係は、その抽象的請求権の具体的行使により発生するものであって、その法構造は具体的請求権の態様によって異なるものではない」とし、具体的法律関係を協同組合の種類によって、契約関係、社員関係などと区別することに反対している。すなわち、大塚の『顧客的社員関係』はワーカーズ協同組合の労働関係をも想定（労働契約関係として想定）していることに留意する必要がある（pp.368-369）。

1970 年代までの協同組合の法律研究分野では、法理論的にはワーカーズ協同組合はさほどの違和感なく定式化されうるところまで来ていたと見ることができる。一方、協同組合を経済機能として研究する先史の中では、ワーカーズ協同組合は無視されてきた。

（４）協同組合機能は流過程に位置付くとする戦後協同組合論（負の遺産）

日本においてワーカーズ協同組合論研究が大きく進捗するのは 1980 年代以降である。それ以前は、法律もなく実態もないので研究も起きなかったとも言えるが、実は一方で、協同組合論研究そのものに関わって、ワーカーズ協同組合を積極的に無視もしくは否定する論調が主流をなしていた。

主流とは、「学会ないし組合界共通の理論的財産」（美土路達夫）と言われ、「協同組合理論の枢軸の地位」（奥谷松治）とも言われた近藤理論および（その完成型とされた）井上理論のことを言う。主流の理論は、ワーカーズ協同組合（当時は「生産組合」や「生産協同組合」の呼称）をどう位置付けていたか。

「資本主義社会における協同組合とは、労働者および小独立生産者の接触する流通組織を合理化するための、自主的な組織である。」（近藤康男「協同組合原論」p.22）

「およそ今日の常識で賃金労働者の協同組合といえば、資本主義社会で育ちうるのは、消費組合だけであって、賃金労働者の生産組合を考えることはむづかしい。だが 19 世紀前半で賃金労働者の協同組合といえば、生産組合と消費組合との双方を含んで考えられていた。」（井上「協同組合論」p.7）

「資本主義体制下にあつては、流過程の合理化という線が協同組合のもつ基本線であるが、社会主義体制の下では、ソ連のコルホーズにしても、中国の合作社にしても、農業生産の共同化・社会化のメカニズムになることによって、社会主義経済体制において重要な一翼となる。」（近藤康男「新版協同組合の理論」p.2）

ここに生産組合が、資本主義国日本には積極的に位置付くことがない根拠が述べられている。この通説の理論的裏付けはイギリス協同組合運動の主導権争いから生まれた CWS の対労働者生産協同組合批判が源流である。（”The Co-operative Movement in Great Britain”, Beatrice Potter, 1891、邦訳「消費組合発達史論」大原社研 1921 年）（”A Constitution for the Socialist Commonwealth of Great Britain”, Sidney & Beatrice Webb, 1920、邦訳「大英社会主義国の構成」大原社研 1925 年）

ベアトリス・ポッターはベアトリス・ウェッブであるが、他の社会主義者エドゥアルト・ベルンシュタイン、ローザ・ルクセンブルグなどとともに大枠ではワーカーズ協同組合を否定的に見る点では似ており、V. I. レーニンも同様の見方であったと、佐藤誠は指摘している（「アフリカ協同組合論序説」pp.18-37、佐藤誠 1989 年）。

（５）ワーカーズ協同組合の再認識

「過去 20 年間における世界の協同組合にとっての、最も重要かつ大きな変化の一つは労働者協同組合に関する全面的な概念の回復であった。（中略）いまや労働者協同組合は多くの協同組合人の心のなかに尊敬の念をもって迎えられるようになった」と、レイドロー報告（1980 年）は述べている（前出 p.158）。

ワーカーズ協同組合運動が「成功している」という点から再認識されてきたのは、1956 年発足のモンドラゴン協同組合の展開、ヨーロッパにおける 1970 年代の興隆、すなわちフランスの 1974-5 年以降の経済不況による生産協同組合の新誕生、イギリスの ICOM 法成立（1976 年）と CDA 設立の議会決定（1978 年）、イタリアのバザーリア法成立（1978 年）による障がい者・健常者の共同生活の場（コムニタ）の協同組合化（社会的協同組合の萌芽）、その際の労働統合型協同組合運営に労働者協同組合方式が採用される（再認識）等々による。

ワーカーズ協同組合の見直しは以上の時代の変化によって評価が向上したという事実だけではなく、佐藤誠は前出の「アフリカ協同組合論序説」のなかで、「これ（ウェッブの評価）に対して最近、ジョーンズは、調査対象となる期間を広げながらウェッブと同じ方法で労働者協同組合を分析した結果、ウェッブとは全く逆の結論に辿り着いた。すなわち、時代を追うにつれて協同組合の労働者参加は強まっているし、又事業体としても、同規模の資本主義企業と比べればより長く生き永らえているというのである。」と述べている。

日本協同組合学会の歴史においても発足当初（1980 年）は、前述した主流派協同組合論を借りた論調があり、それとの論争があったようで、その克服は 10 年後の学会大会まで持ち越された（「日本協同組合学会 20 年史」pp.46-49）。

【協同労働運動の略史】

労働者協同組合運動（労協運動）は、協同労働運動とも言う。

第二次世界大戦後、戦死者遺族、多くの引揚者とともに、企業整理等の理由で 1 千万人も
の失業者が日本中に溢れ（当時の人口 8 千万人）、失業対策事業（失対事業、＝公的雇用創
出事業）が発足した。（その後国は高度成長等を理由に 1963 年にその縮小を図る。）

失対運動を担った全日本自由労働組合（全日自労）は、1961 年には 21 万 8 千人を超す組織
へと成長する。ちなみに失対紹介対象者は 1960 年のピーク時で 35 万人であった(労働省職業
安定局「失業対策事業通史」pp.814-827)。

協同労働運動は国が失業対策事業への新規就労の入口を閉ざした（1971 年）ことを契機に
始まった。1971 年西宮市で最初の事業団が発足（一説には三笠）、その後全国で 36 の事業団
結成となる。そして 1979 年「中高年雇用・福祉事業団全国協議会」（以下「全国協議会」）
が結成された。

1980 年代前半は「労働者が事業・経営することの意味を問う」時代であった。「労働者が
経営するなどとは邪道」との風潮の中である。ワーカーズ協同組合という組織形態の検討は、
レイドロー報告が契機となる（中林貞男）。1983 年には、COCOPA 会議に参加、またイタリ
ア、イギリスの調査を行った。

1986 年の全国協議会総会で、事業団を労働者協同組合組織へ発展させる決定を行い、全国
協議会も「中高年雇用・福祉事業団（労働者協同組合）全国連合会」へと組織替えした。
1987 年には「いま『協同』を問う集会」を開催した（静岡・伊東）。これは労働者協同組合
を社会に問う重要な里標であった。

1990 年代は「労働者協同組合」の社会的意味を問うた時代である。1991 年には協同総合研
究所を設立、1992 年の ICA 東京大会では、わが国の 11 番目の協同組合組織として全国連合
会の ICA への加入が承認された。1995 年の失対法廃止や阪神淡路大震災を契機に高齢者協同
組合づくりが開始され、2001 年には日本高齢者生活協同組合連合会が結成された。

2000 年代は協同労働の拡がりの時代である。2000 年の介護保険制度の開始に先立ち、ヘル
パー講座が全国的に取り組みられ、講座の受講生を中心に「ワーカーズ方式」の地域福祉事業
所づくりが始まっていた。2000 年 11 月、「『協同労働の協同組合』法制化をめざす市民会議」
が結成された。

法制化運動は 2007 年に、日本労働者協同組合連合会の運動とワーカーズ・コレクティブの
運動とが合流し、2008 年 2 月には「協同出資・協同経営で働く協同組合法（仮称）を考える
議員連盟」が発足した。

【協同労働観念に関わって】

現在使われている「協同労働」の用語は、1990 年代に日本労働者協同組合連合会やワーカ
ーズ・コレクティブ・ジャパンがそれぞれの要求法律案のなかで使用している。

協同労働は社会連帯の労働観であり、雇用関係の雇用労働観とは一線を画すことになる。
一方ではスウェーデンで言われる福祉の Co-production、工場の Conducive Production に通じる

ものである。そういう点からは、協同労働は協同組合と同様に社会関係資本の形成に資するものであり、社会基盤（社会インフラ）として解明されよう。

大内力は、現代の労働観の狭隘になったことによって、その中に協同労働が位置づかないこと、しかし協同労働はもう一度本来の労働の喜びを取り戻すことであり、労働を通じて人間形成すること、労働は文化の伝承・創造することであると指摘した（「現代社会と協同労働の意義」）。池上惇は「人間発達の労働」を唱え、ワーカーズ協同組合の労働観形成に影響を与えた。

「協同労働」という述語は、マルクスの著書の訳語として「賃労働（雇用労働）と協同労働」という使われ方、スペインの“*trabajo asociado*”の訳としての「協同労働」があるが、いずれも古典的企業観（シタデル型；J. L. バタラッコ, Jr., 1991）に基づく企業内を視野にした労働観であり、日本のワーカーズ協同組合での実践が、社会連帯の労働観として発展していることを念頭に入れておく必要がある。

【協同労働者の労働者性をめぐる論点】

まずは「事業団の取り組みは、今から考えてみると、労働者が労働者のままで事業と経営を担うことを意味していました」（「わたしたちはいま労働者協同組合—事業団運動 10 年のあゆみ」pp.8-9、1989 年）とする当事者の思いを想起しておきたい。

協同労働者の労働者性の研究は、1980 年代以降の多様な働き方の進行と労働者保護の希薄化の文脈を背景として捉えるべきである（拙稿「労働者協同組合と労働者保護—経営参加と労働者保護との両立は可能か—」、JC 総研『にじ』2011 冬号 No. 636）。

そもそも、労働法が当初想定した「企業内部の使用者対労働者」関係で説明できる労使関係はもはや一般形では無くなった。経営そのものが従来の企業の枠を越え、それに応じ複雑な労働契約になってしまった。それは形式的な「企業内部の使用者対労働者」問題として処理できるものではない。「労働者性の判定」は企業を越えて社会的関係になっている。

これは ILO（国際労働機関）においても指摘しているところである。ILO の討議をもとにした「国際労働問題シンポジウム」の成果が、「大原社会問題研究所雑誌」545 号、581 号に掲載されている。

伊藤博義「雇用形態の多様化と労働法」は、「労基法の適用対象となる労働者の範囲を一律に画定しうるような具体的指標を立てることは不可能である」（p.286）とし、「放任して置くとこの法律が全般的に心配しているような搾取的弊害に陥り易いものはすべて労働者であると思えば間違いない」とする末弘厳太郎を援用しつつ、「労働者類似の労務提供者に対しても、ドイツやアメリカの立法例に見られるように、労働法の規定の一部を拡張適用すべきではないかとの提言が行われている。今後の重要な立法課題であろう」（p.462）と述べる。

【協同組合法の諸課題】

（１）既存法体系埋没主義からの脱皮（既存協同組合法、既存労働法）

協同組合制度の解明は、現状の個別制度の積集合はおろか、和集合であっても、決して達成するものではない。戦後協同組合論史の轍を踏む必要はない。既存法体系を幾ら組み合わせても、新しい必要な協同組合体系は生まれないのである。既存法体系を全否定する必要性はないが、日本社会を見据えたデザインのアプローチが求められる。例えば、日本の協同組合の設立及び定款改訂の認可主義。これは協同組合の本質から出てくるものではなく、国の産業政策の担い手、行政権限の代行との関係で成立しているだけである。協同組合制度が国民・市民の豊かな活動を支援するものならば、本来準則主義で良い。もっとも、協同組合と認証しうる制度（第三者等による「広義の監査」制度など）が検討対象となろう。認可と法人税率はもちろん連動していない。

労働法との関係もそうである。「労働者が出資して経営に参加しているのであれば労働者保護は認められない」という奇妙な論理が使われる。国際的には通用しないが、日本では結構桎梏になっている（補論②参照）。ワーカーズ協同組合の働き方と労働者保護については、組合代表者の扱いなどを含めてまだまだ研究し解決すべきものがある。例えば、フランスでは労働者生産協同組合（SCOP）や地域共同利益協同組合（SCIC）を規定するいずれの法律も、労働者組合員が社長（PDG/gérant）になっても、失業手当が受けとれるとしている。

（２）協同組合の包括的概念の形成～縦割りによる限界性の打破

協同組合は、国民の生活の社会基盤・地域基盤（社会インフラ）である。決して同業者組合ではない。しかし、日本の協同組合界は、国民に協同組合全般を説明しようすると、単に種類を機能的に列記するのみで、端的に包括的に説明できる概念を持ち合わせてはいない。戦後の協同組合研究主流派が陥った、協同組合の本質を流通過程の節約と見る過った協同組合観は、現在でも協同組合論述のパラダイムとして生き続けているが、既に世界の趨勢から、また時代の要請から遅れていると言わざるを得ない。

また協同組合運動が市民の運動であるならば、市民・地域のニーズに基づく課題を生協だけ、農協だけ等で解決を図る時代はとうに去った。それは既に 1980 年にレイドロー博士が指摘したところである（「都市における異種協同組合の集合体」”A cluster of many different kinds of co-operatives that have the effect of creating villages within the city”）。

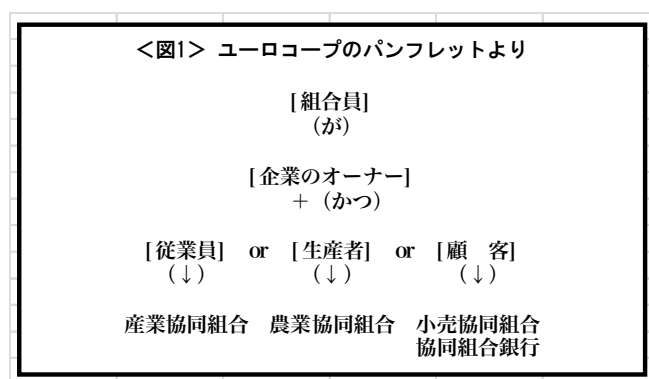
協同組合の包括的概念が形成されなければ、「協同組合基本法」構想自体が偏ったものになってしまう。協同組合の未来に向けては積極的に協同組合の包括的概念の形成をめざすべきである。外国でもそれへの挑戦が見て取れる。

協同組合就労者の 25%ほどをワーカーズ協同組合が占めるヨーロッパではどうか。ユーロ
 コープでは、端的に図 1 のように説明がされている。

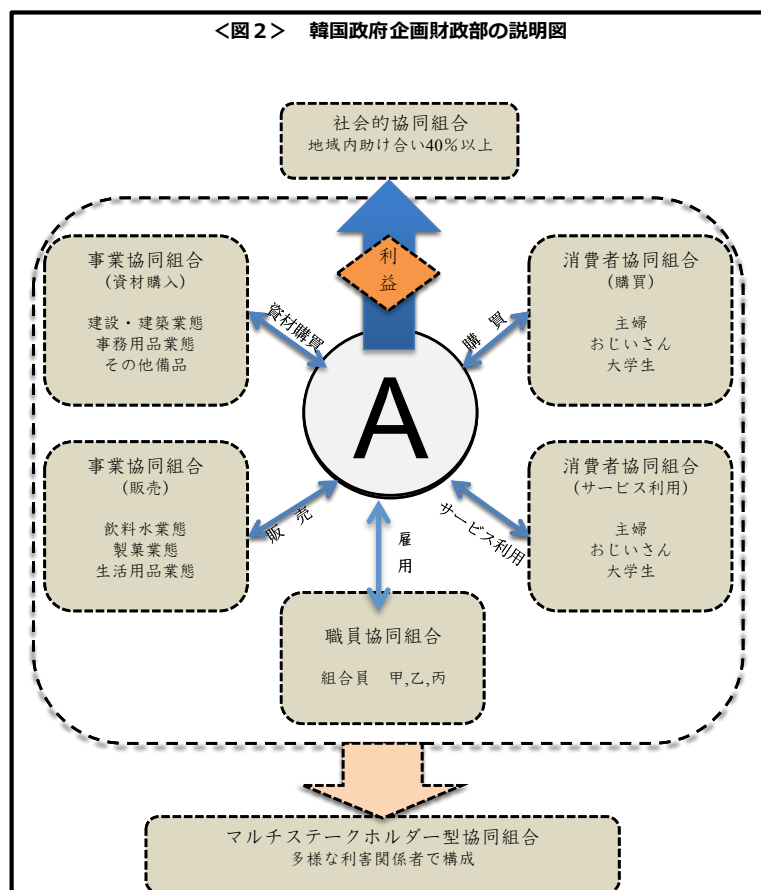
韓国では、協同組合基本法の制定を機に政府の企画財政部が協同組合類型を図 2 のごとく
 説明している。

また、イタリアの民法典第 2513 条の 2007 年改正では、「相互扶助の協同組合」の基準を
 以下のように規定している。（イタリア憲法第 45 条；「共和国は、相互扶助の性格を持ち、
 私的投機目的のない協同組合の社会的機能を承認する」）

- 1) 販売の協同組合にあつては、その 50%以上は組合員に販売していること
- 2) 労働の協同組合あつてはその 50%以上が組合員の労働コストであること
- 3) 購入の協同組合あつては、その 50%以上を組合員から購入していること。



これはマルチステークホル
 ダー型の協同組合は説明さ
 れていない。



韓国の協同組合基本法で
 は、連合会の形成は、法第
 2条により「縦割り」規定
 になってしまっている。

第2条（定義）（抄）

1. 「協同組合」とは（略）
2. 「協同組合連合会」とは、第1号により設立された協同組合の連合会をいう。
3. 「社会的協同組合」とは（略）
4. 「社会的協同組合連合会」とは、第3号によって設立された社会的協同組合の連合会をいう。

（３）マルチステークホルダー型協同組合及びその連合体制度の開発

マルチステークホルダー型協同組合（多元的利害関係者で構成する協同組合）は地域開発（まちづくり）の協同組合等に有用な形態であり、また、障がい者など社会的に不利な立場の人々のエンパワメント（自己決定と政策参加）と社会参加（適正な報酬で労働するということ）をめざす社会的協同組合の結成にとっても決定的である。

多元的構造の協同組合の意思決定方式は、組合員レベルにおいて「一人一票」はどのように整理されるのかなど、検討すべきことは多い。また、理事会等ガバナンスレベルでは、現在の体系においても実行可能である。

海外の先行形態では、イタリアの社会的協同組合理型、フランスの地域共同利益協同組合（SCIC）型、スペインのエロスキ協同組合理型、カナダ・ケベック州の連帯協同組合理型が各々にユニークな意思決定方式を持っている。

マルチステークホルダー型協同組合は、第一次（primary）の法人形態（単協；組合員が個人）だけとは限らない。多種協同組合の地域密着型事業連合体もしくは単純連合体の形成でも可能である。それによって、（削がれている）個々の力を結合することができる。

（４）労働過程と労働者の主体形成問題～新しい労働観の解明

協同労働は、労働者自らが経営に携わりながらも必然的に市民的運動に位置づく。その成果の指標として、ワーカーズ協同組合は“良い仕事”を掲げてきた。“良い仕事”を掲げることは ILO の提唱するディーセント・ワークとともに、技術向上と協同を軸とする生産過程や労働過程を通じて、それらを追求しうることを表明している。“良い仕事”は、生活と地域の貢献する仕事を遂行する労働者の誇りでもある。協同労働運動においては実践的に追求されている課題であるが、労働運動においても“新たな次元”で追求される価値であろうことは想像に難くない。そのような視点から労働過程と主体形成問題の解明が求められる。これは新しい労働観、社会連帯の労働観の解明である。

経営学者 P. F. ドラッカーは、名著『マネジメント』（1973, 1974 年）において、「事業目的の唯一妥当な定義がある、顧客の創造である。（そのための）2つの機能はマーケティングと革新である」（第6章「事業とは何か」より）と述べているが、これは協同労働で実践している「3つの協同と良い仕事」に包含されていることに留意したい。

（５）ワーカーズ協同組合、日本型社会的協同組合形成に向けた理論構築

この研究課題は前述課題の総合化であり、運動と密接に連動している。ワーカーズ協同組合法の市民案は、その制定運動の当初からイタリアの社会的協同組合制度の影響を受けており、働こうとする人なら誰でもが協同組合を設立して、地域づくり・生活づくりを進められ

るようにしている。一方で労働者保護など様々な課題が残っているのも今まで述べてきたとおりである。日本型社会的協同組合形成とは、社会的包摂の課題であり、様々な社会背景を伴う。格差を拡大することで経済成長を図る新自由主義政策に対抗できる共生の経済を担う協同組合制度の理論構築が課題である

強調しておきたいことは、日本において社会的協同組合の形成には、既存の縦割り協同組合法では不十分な仕組みしか作りえない。例えば、WISE（労働統合型社会的企業）の形成にあたっては、そこで働く当事者や他の労働者の全てに対等と平等、そして自治が必要であるが、それらを担保するのは、実にワーカーズ協同組合型であろう。それを選択できる協同組合法制度の存在が必須である。そのことはイタリアのコムニタの協同組合化運動の中でワーカーズ協同組合を再発見することにも現れている（映画「人生ここにあり」、原題 Si, Più Fare）。

■（本文終了）

【補論①】

- ・ 法制定運動になると「企業組合制度」のお勧めが鎌首をもたげる。
- ・ 法制定運動は、現実の当事者が必要性を訴え、運動している。
- ・ もっとも多い言葉、「企業組合制度あるんだから、それを使えば良い」。
- ・ そして、「現実に使われている」。
- ・ そりゃそうだ、労協センター事業団だって（必要だから）活用している。
- ・ しかし、我々は（いつまでも）ヤドカリではない。
- ・ 企業組合をお勧めする人たちへの単純な要望；

第一、「企業組合」の名称を「〇〇協同組合」と変える建議と運動を是非お願いしたい。

第二、出資金配当を制限し、「利益分配の順位」で劣後にする。

- ・ 要するに、以上を法律で律するのが**協同組合への最低基準**です。

【補論②】

- ・ 労働者組合員（協同労働者）の労働者性が、法制定運動では求められる。
- ・ 協同労働の協同組合（以下「組合」）で働くとはどういう働き方か？
- ・ **組織労働**であり、**自治**の仕組みを持っている。
- ・ 現実の日本の法制度で「雇用関係のない働き方」と言っても労働者性は解決しない。今の制度で「労働者性」を証明することが肝要である。

既存の法体系に適用すれば、労働者組合員は（他人である）個人には雇用されないが、（他人である）法人には雇用される。その法人をコントロールするのが当該の労働者組合員である（にすぎない）。

- ・ 長期的な照準は、協同労働の広がりに応じて、国際的な課題でもある労働者性の拡張も視野に入れることになろう。

【終 了】

【用 語】

- ① **ワーカーズ協同組合**：「労働者協同組合とワーカーズ・コレクティブを一括りにして呼ぶ場合、『ワーカーズ協同組合』と呼んだらどうか」との協同組合学会において、大高研道さんより提起されたことによる。
- ② **協同労働**：「協同労働とは、ともに生き、共に働く社会をめざして、市民が協同して自らの労働力を用いて、仕事をおこし、よい仕事をし、地域社会の主体者になる働き方である。」（2014 日本労協連総会の討論提起）

協同労働は複数人による組織労働であり、協同労働者たちの自治によって運営され、社会目的性を含めて定義される。蛇足ながら協同労働は雇用関係の有無がメルクマールではない。
- ③ **労働者性**：法律用語。労働者保護に関して、労働法による労働者か否かの判断を論じる時に用いられる。これには、昭和 60 年の労働省「労働基準法研究会報告～労働基準法の『労働者』の判断基準について」が準用される。本報告では協同労働者の労働者性が論点となる。

ILO 2003 年総会の「雇用関係に関する決議」は、「三角雇用関係」（派遣など）、「曖昧雇用関係」（一人事業主、自己雇用、個人請負など）、「偽装された関係（偽装雇用）」（「業務委託」など）を提起している。（大原社会問題研究所雑誌 No.581/2007.4）
- ④ **生活困窮者自立支援法**：2013 年 12 月 13 日公布、2015 年 4 月 1 日施行。

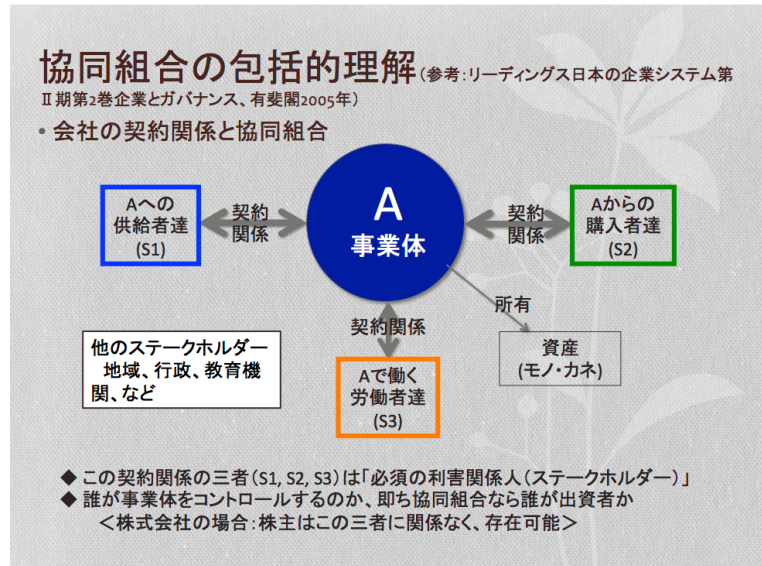
本制度は、生活保護の「基準」周辺に位置する生活困窮者に対する「第 2 のセーフネット」を全面的に拡充し、包括的な支援体系を創設するもの。目標は、(1)生活困窮者の自立と尊厳の確保、及び(2)生活困窮者支援を通じた**地域づくり**とされる。同時に「**生活保護法**」が改正されている。
- ⑤ **障害者の権利に関する条約**：2006 年 12 月国連総会で採択。2014 年 1 月 20 日批准、同年 2 月 19 日発効。これに先立ち、国内法整備。2011 年 8 月障害者基本法が改正、2012 年 6 月障害者総合支援法が成立、2013 年 6 月障害者差別解消法が成立し障害者雇用促進法が改正。
- ⑥ **米国「人身売買レポート 2014」**：原題 ”Trafficking in Persons Report June 2014”。毎年発表。日本政府の外国人技能実習制度（TTIP）を強制労働の温床としてその拡充を批判。8 年連続で言及。3 段階評価の第 2 レベル。国連 2011 年にも「一部で安くて搾取できる労働力を確保するために使われている」と指摘。

契約関係と事業体(協同組合)

2013.9.6 岡安喜三郎

- (1) 社団である事業体の構成員は社員。出資構造を持っていれば、出資者が社員(株主、組合員)。意思決定方式(統治方式)が、資本出資額に依存しないなら、株式会社ではない(持株会社、協同組合等)

- (2) 事業体のマネジメントは伝統的に「ヒト、モノ、カネ」を効果的に活用し管理すること、と思われてきた。「雇用関係では当たり前」のパラダイムである。しかし、本当にそうであろうか? ヒトのところにアンチテーゼを提起したのがワークーズ協同組合である。



- (3) 事業体 A は、供給者グループ(S1)、購入者グループ(S2)、労働者グループ(S3)の個々のメンバーとの契約によって、事業目的を達成する。この三グループは事業体にとって「必須のステークホルダー」である。「必須」以外のステークホルダーには、地域や行政、教育機関などがある。
- (4) この「必須のステークホルダー」に関係なく存在する者が出資(しばしば投資)して事業体をコントロールするのが一般に言う会社である。一方、その「必須のステークホルダー」の少なくとも1グループが出資し一人一票の原則でコントロールを担保するのが協同組合ということになる。「必須のステークホルダー」以外(例えば出資のみの者)がにコントロールすることになると、それは協同組合ではない。
- (5) 上記を踏まえた上で、2以上のステークホルダーがコントロールする協同組合をマルチステークホルダー型協同組合と言うことになる。韓国の社会的協同組合はこれで可。意思決定方式をみると、フランスやイタリアの社会的協同組合は労働者グループ(S3)優先型(その担保の仕方は異なる)、ケベックは購入者グループ(S2)と労働者グループ(S3)併存型だが、どちらが優位かで生協運営、労協運営が準用される。
- (6) 労働者が事業体をコントロールするからといって労働者保護が必要ないということにはならない。顧客がコントロール生協や信組であっても消費者保護を組み込んでいる。生産者(農民や漁民、中小企業家等)の協同組合も生産者保護を組み込むことになる。21世紀の現在、保護とは企業内課題を超えて社会的課題なのである。

了